

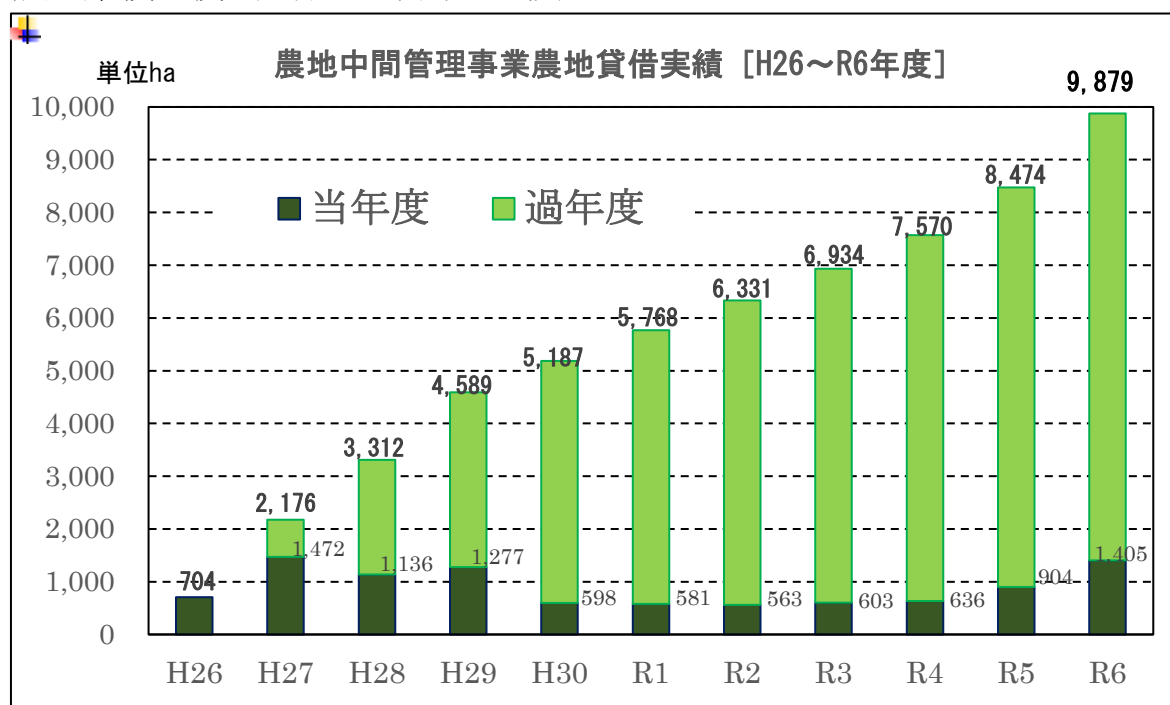
令和6年度 農地中間管理事業 事業報告書

公益財団法人やまぐち農林振興公社
(山口県農地中間管理機構)

1 農地集積目標に対する実績

(1) 県の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に掲げられた農地集積目標2,280haに向け、市町、農業委員会、JAグループ、土地改良区、農林水産事務所等、関係機関との緊密な連携を図りながら、担い手へ農地を集積・集約化した結果、令和6年度実績は1,405haとなった。

(2) 農地集積実績（事業11年間の推移）



2 事業推進上の重点的な取組結果

(1) 事業推進体制の強化

地域に密着した農地集積推進員を23名体制とするとともに、意見交換会や研修会等を開催して、推進員相互の情報共有・意識統一を図った。

(2) 地域計画に基づく事業の着実な推進（市町との連携）

地域計画の作成主体である市町との連携に努めながら、計画策定等に向けた地域での話し合いの場に積極的に参加した。なお、令和6年度中に策定された地域計画は285地区となった（R7.4.1現在）。

(3) 農業委員会との連携

機構長（理事長）が農地の貸借件数の多い市町の農業委員会を巡回し、事務局長等との意見交換を実施するとともに、制度改革に伴う事務の効率化などについて、事業説明会や各農業委員会研修会などを通じて情報交換を行った。また、各地域において農業委員・農地利用最適化推進委員と機構の農地集積推進員が協働した事業推進を行った。

(4) 農地整備事業との連携

農地整備事業実施地区においては、工事の進捗状況に応じた集積が図られるよう、土地改良団体等との連携の下、従前地段階での借り入れを行うなど、地域の実情に応じた集積・配分手続きを行った。

(5) 遊休農地並びに所有者不明農地の解消及び活用

遊休農地利用意向調査等による機構への貸出希望農地について、市町や農業委員会と情報を共有するとともに、国の遊休農地解消緊急対策事業によって、1市2地区で1.6haの遊休農地を解消して担い手に集積した。

さらには、農地法41条に基づく知事裁定によって、所有者不明農地について5市で11件（6.1ha）の中間管理権を取得し、担い手へ貸し付けた。

(6) 事務手続きの改善

制度改革等に伴う事務の効率化等を図るため、機構システムの改修を行うとともに、令和7年度に向けた事務処理体制の再構築を図った。

(7) 賃借料の徴収並びに支払いに関する適正執行

賃借料の適正管理に努めた結果、受け手477経営体から約2億5千万円を徴収し、出し手9,584人へ支払った。なお、未徴収及び未払件数はゼロであった。